

## 高浜町横断幕等作成助成金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町の代表としてアマチュアスポーツ競技の全国大会等に出場する選手やチームなど（以下「出場者」という。）を応援する目的で横断幕等を作成する者に、一部助成金を支給し、出場者の激励と町民を代表して懸命に競技する出場者を町民一体で応援することにより本町のスポーツ振興並びにスポーツ機運の醸成を図ることを目的とした高浜町横断幕等作成助成金（以下「助成金」という。）の支給に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、高浜町スポーツ競技全国大会等出場者激励金支給要綱（平成18年施行）第2条に掲げる大会をいう。

### (申請要件)

第3条 助成金の支給を申請できるものは、町内で大衆が往来する場所に横断幕等を設置する場合で、且つ次の各号のいずれかに該当する者または団体等とする。ただし、種目や種別、階級等が異なる場合であっても、同一大会における出場者の横断幕等を作成する場合の支給申請は1回までとする。

#### (1) 個人が横断幕等を作成し、申請する場合

町内に住所を有する者（町外の学校に在学する者でも生計の本拠が町内に有ると認められる者は含む。以下この条において同じ。）が、高浜町スポーツ競技全国大会等出場者激励金支給要綱第3条の支給要件に合致する者の横断幕等を作成する場合

#### (2) 団体等が横断幕等を作成し、申請する場合

町内に住所を有する者が1人以上加入する団体等が、高浜町スポーツ競技全国大会等出場者激励金支給要綱第3条の支給要件に合致する者の横断幕等を作成する場合

### (支給要件)

第4条 助成金の支給は、次の各号に該当する場合に支給できるものとする。

#### (1) 前条の規定による者または団体等が作成・設置する横断幕等に要した費用とする。

#### (2) 別に定める助成金申請等に係る事務手順により作成・設置する横断幕等とする。

なお、助成金申請書（様式第1号）には次の書類を添えて、町長に届け出るものとする。

ア 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類

イ 予選又は選考会の経緯を記載した書類

ウ 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類

#### (3) 横断幕等は1.5㎡以上のサイズで1枚までとし、作成、設置・撤去等に係る費用の1/2以内の額とする。ただし、横断幕等の作成、設置・撤去等に係る費用の内でも、横断幕の破損やフェンスの損壊などによる修繕等に要する費用は除くものとするほか、上限額は10,000円までとする。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の届け出があった時はその内容を審査し、この要綱に適合すると認めるときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。

- (1) 予選、記録会又は選考会を経ずに出場する出場者の横断幕等の場合
- (2) 県若しくはこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ずに出場する出場者の横断幕等の場合
- (3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される出場者の横断幕等の場合

(返還)

第7条 出場者がエントリーを取り消された場合は、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。